

## 平成29年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成29年10月27日（金）10：00～11：30
- 2 場 所 つくば国際会議場 4階小会議室405（茨城県つくば市）
- 3 出席者 伊澤町長、金田副町長、舘下教育長、舶来総務課長、平岩復興推進課長、猪狩建設課長、松本住民生活課長、志賀公夫生活支援課長、板倉秘書広報課長、
- 4 町民出席者 22人

### 5 町長あいさつ概要

9月15日に帰還困難区域の復興に向けた「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」が内閣総理大臣の認定を受け、双葉町でも除染・解体・インフラ復旧等、復興に向けた動きが本格化する。一日も早い帰還環境の整備に向け、計画に基づく取り組みを早期かつ確実に進めていく。世代を超えて住みたいと思える魅力ある良好な生活環境の創出につなげていきたい。

### ○町内復興の取り組みについて

- 1) 中野地区復興産業拠点は、今年3月の都市計画決定後、地権者の方々に用地の協力をお願いし、町として事業の詳細を詰め、7月21日に福島県から事業認可を取得した。まずは働く拠点を整備し、町内の昼間人口の拡大を図ることにより、小売、飲食、その他民間の立地を誘発し、町復興のさきがけとしたい。  
今後、整備事業の着実な推進を図るため、独立行政法人都市再生機構を活用し、今年度における工事着手、平成30年度における一部供用開始に向け整備を進め、町内事業者の事業再開に向けた立地支援と企業誘致にも取り組んでいく。
- 2) 東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた海岸堤防の災害復旧工事が福島県により工事が進められており、平成30年度の完成を目指していたが、2つの工区のうち双葉中浜工区については、平成31年度完成予定となる見通し。
- 3) 海岸防災林については、平成32年度の完成を目指し、クロマツ、アカマツ等を植栽する計画。
- 4) 復興祈念公園については、本年5月に福島県により都市計画決定され、今年7月に「福島県における復興祈念公園基本構想」が策定された。今後は、基本計画が平成30年度中に策定される予定。
- 5) 寺沢地区に設置される復興ICについては、今年6月に着工式が行われ、工事が進められている。平成31年度末に完成予定。
- 6) 復興まちづくり計画(第二次)に記載された施策を具現化させる取り組みとしては、9月5日に、平成29年度第一回復興町民委員会を開催。今年度は、施策のさらなる具現化を進め、年度末に予定している実施計画の改定に反映していく。また役場職員の検討組織として復興まちづくりワーキンググループをつくり、議論を進めている。

○中間貯蔵施設について

- 1) 県内で発生した除染廃棄物の昨年度末までの実績は、町内に確保した保管場へ約10万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>が搬入され、今年度は、9月26日までの実績が約9万9千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>。搬入元については、平成27年度は県北、県中、浜通りの20市町村から、平成28年度以降は、県北地方、双葉町以北の浜通りの15市町村となっている。
- 2) 用地の契約件数は、9月末時点で、中間貯蔵建設用地全体で、契約者が1,139人(48.3%)、契約済面積が約624ha(39%)である。今後も環境省に対して地権者への丁寧な説明を引き続き強く求めていく。

○生活サポート補助金について

町民の皆さんが10年間の経済負担を少しでも軽減できるよう運用する「中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金」いわゆる「生活サポート補助金」が昨年度から事業を開始し、9月末の平成28年度受給率は66.3%となっている。引き続き受給漏れのないように対応策を講じていく。

○復興公営住宅について

福島県が整備を進めているいわき市勿来酒井地区に建設中の復興公営住宅は、現在、集合住宅の建築工事が進められている。木造戸建て住宅についても10月中旬、工事に着手する予定。今後も平成29年度のできるかぎり早期の入居が可能となるように県に強く働きかけていく。

○医療費の一部負担等の免除、高速道路通行料金について

現在、無料措置が実行されているが、高速道路通行料金については、平成32年3月31日まで無料措置の延長の方針が示され、利便性の向上のため「ふるさと帰還通行カード」を導入した方法に変わるとの報告を受けている。詳細が決まったら、町民の皆さんにお知らせする。医療費の一部負担等の免除についても引き続き継続されるよう国、及び関係機関に働きかけていく。

6 町からの説明

- (1) 町立学校の状況等について(舘下教育長)
- (2) 双葉町復興まちづくり計画(第二次)、特定復興再生拠点区域復興再生計画、平成29年度住民意向調査について(平岩復興推進課長)
- (3) 中間貯蔵施設計画地内町有地の取り扱いについて(猪狩建設課長)
- (4) 町共同墓地について(松本住民生活課長)

7 懇談概要

(町民：男性)

東電の賠償について6年間は支払われたが、7年目以降はどのようになっているのか。

(伊澤町長)

双葉町・大熊町は国の指示によって避難が継続している。避難指示解除された町村とは賠償などを含めて状況が異なっていることを、国に対して要望活動などで話をし

ている。避難が継続している中で、他町村と同等ではあり得ず一番酷い状況であることを伝えており、双葉町・大熊町については別な判断が必要ではないかと交渉している。その結果については国から回答がある状況ではない。医療費減免、高速道路無料化についても他町村とは状況が違うので、交渉の取り組みを進めている。

(町民：男性)

今の質問に関連して、東電からきている賠償の説明書類で6年間という明記を確認しているか。

(平岩復興推進課長)

精神的損害の月10万円については、平成29年5月まで対象となっている。

(町民：男性)

我々は好き好んで避難しているわけではない。国・東電に認めさせる動きを強く求めたい。

(伊澤町長)

双葉町はようやく復興のスタートラインに立ったところである。他町村とは異なる状況であり、特殊事情があることを継続して訴えていきたいと思っている。

(町民：男性)

- ・家屋解体について、環境省では除染が先か、解体が先か決まっていないとのこと。目安はいつになるのか。
- ・解体に関連して、敷地内の立木・竹木の取扱いはどうなるのか。
- ・TVアンテナのために電柱を立てているが、環境省では解体対象になっていないと言われた。できれば取り除いて欲しい。
- ・つくば連絡所の存続について、避難指示が解除になると閉鎖されると心配している。町民が集まる場所が無くなってしまうと大変なのでぜひ存続をお願いしたい。
- ・つくば連絡所のエアコンが古く騒音がひどいので、新しく付け替えて欲しい。

(伊澤町長)

- ・家屋解体については優先順位があり、まずは特定復興再生拠点に認定された約555haで駅西地区が先になる。被災者生活再建支援法の関連もあるので家屋調査をお願いしたい。半壊・全壊などの診断がされないと家屋解体まで進まない。家屋解体と除染を同時進行できれば良いが、除染して解体になると思う。外見はしっかりしていても、内部が野生動物に荒らされ、雨漏りしているケースもある。このような家屋についても個人負担が無いように国へ要求して認めさせるよう調整している状況である。
- ・立木・竹木・電柱については、今後、国と交渉していく。
- ・連絡所については交流施設でもあるので、町民の皆さんから要望があれば交流施設として対応できる。今すぐに閉鎖する考えはない。ただし、未来永劫いつまでもあるものではなく、ある時期には閉鎖の判断が必要になるのでご理解いただきたい。

(志賀生活支援課長)

- ・エアコンについては予算確保しながら、リースなどを考えていきたい。

(町民：男性)

予算は来年度なのか、補正なのか。

(志賀生活支援課長)

今のところ動いているので、来年度当初予算で対応したい。

(町民：男性)

連絡所と我々の住居（並木住宅）はいつまで貸してもらえるのか。期限があるのだから別な場所を考えるのか。

(伊澤町長)

国の施設なので調整によって流動的に変わる。要望に応じて別な場所で基本やっていきたい。経費の問題もあるので、皆さんが良い物件を見つけてもらえれば一番ありがたいが利用価値に配慮したい。

(猪狩建設課長)

- ・家屋解体について、今年度中に町西地区の約30棟が発注される予定。その後、駅東や町西で残っている家屋について平成30年度に数百棟規模でやる予定になっている。家屋解体の申請がされれば進んでいく。
- ・立木については、除染で枝払い程度はやる。竹やぶについては原則やらないが、環境省と個別相談していただきたい。
- ・電柱については、家屋解体の際に支障になるのであれば撤去するが、原則撤去しない。これについても個別相談していただきたい。除染・解体の説明会を順次開催していくので、対象地域の方には案内を郵送する。

(町民：男性)

- ・住居確保の賠償について、被災家屋の評価額の範ちゅうで支払われているが、評価が出る前に住居を建てた方もいる。例えば被災家屋の評価が5,000万円で、避難先で3,000万円の住居を建てると2,000万円の差額になる。東電によると、この差額で増築や老人ホームへ入居できるとされているが、現金化して欲しい。100%ではなくても、90%とかでも現金化できないか。

(伊澤町長)

- ・同様の話を各地でされている。住居確保損害の議論がされたときに、細谷地区の築100年以上の平屋2軒を見もらった。今建てれば数億円掛かるような建物でも、減価償却があるので、その評価は数百万円だった。古くてもしっかり残っている建物については賠償の見直しすべきだと交渉し、原陪審の中で80%まで評価見直しされることになった。ご指摘のとおり差額は使用できるが、使途について交渉しているが原陪審ではなかなか動かない。原陪審の会長が鎌田氏に代わったら話をする機会も無い。前会長の際には直接交渉ができた。鎌田会長も一度町内を案内したが、被災者に寄り添う感覚ではなかった。我々の感覚とかい離、ギャップがあると感じている。町としても諦めないで、取り組みは継続していく。

(町民：男性)

役場庁舎はどうするつもりなのか。復興事業よりもやはり役場庁舎に人が集まる。町長、職員、議員がいる庁舎が町民の頼りになる。まずは庁舎を造るべき。

(伊澤町長)

役場庁舎の前から中間貯蔵施設の用地になっている。修理して戻るか、新たに別な場所でも庁舎を考えるか、町民の皆さんから意見を伺いながら考えたい。2年後の平成31年には常磐線が開通するので通過駅にさせない意味で避難指示の解除を目指す。駅周辺は放射線量も低いので、除染すれば人が住める状況になる。駅周辺を中心に、今後の10年、20年後を見据えて役場で仕事する環境等を考えて総合的に判断したい。

(町民：男性)

- ・資料には主な事業があるが、誰が何の目的で集まるのか。
- ・これらの事業よりも、やはり役場庁舎に人が集まると思う。町長、職員、議員がいる庁舎が頼りになる。まずは庁舎を造るべき、2次、3次、5次の計画で段階的で良いと思う。これから考えるでは遅れるばかりで誰も集まらない。中間貯蔵施設の予定地は、役場庁舎があるから境界になったのだろう。私は庁舎を国が使えば良いと思っていて。町ができることが何かを考えて、早めに取り組んで欲しい。

(伊澤町長)

- ・ご指摘については内部では検討しているが、まだ話せる状況にはない。
- ・中間貯蔵施設の区域については、あくまでも国が決定したもので町が関わったものではない。
- ・どの場所に戻るかについては内部で検討している。まず初めに避難指示解除されるエリアに役場の準備事務所を設けて、復興・復旧の状況を見ながら、町民の理解を得て判断したい。役場庁舎だけの用途ではなく、別な用途でも考えている。

中間貯蔵施設予定地内の町有地について、売買ではなく、賃貸借の地上権設定を考えている。法律で30年後には県外に持っていくことになっている。また、国・県との安全協定でも担保を取っている。法律で担保を取っていても改正されてしまう。30年以降も負の遺産として残したくないので、地上権を設定して負の遺産として残さない。賛同していただけるのであれば拍手をお願いしたい。

—拍手多数—

(町民：男性)

これから議会でどう決めるのか。

(伊澤町長)

町の方向性を説明して賛同を得たと考える。反対の意見があれば伺うがこれまで8カ所実施した懇談会場では反対意見は出ていない。町の考え方を理解していただいたと思っている。

(町民：男性)

賃貸借で、賃料は発生しないのではないかと。

(伊澤町長)

賃料は発生する。無償貸与は考えていない。

(町民：男性)

他県が引き受けないと、おそらく皆さんも考えていると思うが最終処分場になると思う。そこは曲げてはいけないと思う。

(伊澤町長)

それを担保するために地上権設定にする。そのときまで私が生きていれば証人になるが、現執行部がしっかり対応したことを後世に残したい。

中間貯蔵施設内の土壌貯蔵施設について、まとまって取得した土地から先行して工事している。大熊町では、これまで仮置きされていたフレコンバックが運び込まれる。